

開会の日 令和3年9月16日(木)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	徳 島 純 次
副委員長	水 上 雅 廣
委員	葛 谷 寛 徳
委員	高 原 邦 子
委員	前 川 文 博
委員	澤 史 朗
委員	小 笠 原 美 保 子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
総務部長	泉 原 利 匡
総務課長	洞 口 廣 之
総務課行政係課長補佐	下 通 剛
財政課長	上 畑 浩 司
税務課長	渡 邊 康 智
税務課資産税係長	蒔 田 善 巳
企画部長	谷 尻 孝 之
総合政策課長	三 井 大 輔
総合政策課政策企画係長	土 田 治 昭
市民福祉部長	藤 井 弘 史
地域包括ケア課長	都 竹 信 也
市民福祉部市民保健課長	花 岡 知 己
障がい福祉課長	平 田 直 久
障がい福祉課障がい福祉係課長補佐	森 本 睦

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田 浩 和
書記	水 上 時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第78号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第79号	飛騨市過疎地域持続的発展計画について
議案第80号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第81号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第82号	飛騨市心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について
議案第83号	飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長 (徳島純次)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、第10回総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長と呼び、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いいたします。

それでは、はじめに付託案件の審査を行います。

◆議案第78号 山之村辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の変更について

●委員長 (徳島純次)

はじめに議案第78号、山之村辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (徳島純次)

谷尻企画部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□企画部長 (谷尻孝之)

それでは、議案第78号について説明いたします。2ページの総合整備計画書、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

今回の改正では、林道及び除雪機械の事業費等の変更となります。

まず、林道でございます。令和2年度実施の林道は和佐府線、法面改良工事において、国庫補助金、地方創生道整備交付金の採択範囲内で事業の進捗を図ったことによりまして、事業費が計画額を上回ったことに伴います変更となります。

次に、除雪機械です。当初計画策定時では、国庫補助事業の活用を見込んでおりましたが、後に当該車両につきましては、補助対象となる雪寒指定道路以外を除雪することが判明したため、市単独事業に切替え更新整備を行うことから、一般財源、うち、辺地債の予定額が大きく増加するものでございます。

また、近年の除雪機械の購入実績や、更新前と同規格の製品が既に販売されていな

く、上位規格とせざるを得ないというようなことから、所要の事業費の増額を見込み、変更するものでございます。以上で説明終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

●委員長（徳島純次）

質疑ありませんか。

○委員（水上雅廣）

除雪機械なんですけど、これはどういう種類の除雪機械。ペイローダなのかロータリーなのか専用機なのか何なのか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□総合政策課政策企画係長（土田治昭）

この事業についてはロータリー除雪機でございます。

●委員長（徳島純次）

ほかにありますか。

○委員（前川文博）

今、説明の中で雪寒でしたかね。普通の路線と2種類たしか分かれているんですけども、それが後になってわかったというのは、なぜそのようなことが起こったんですか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□総合政策課政策企画係長（土田治昭）

これについては計画当時は、この雪寒指定路線をかくものということで判断をしておったんですけれども、現在、精査をしていた結果、雪寒指定ではないカ所を各通常の普通路線をかくというふうなロータリーになったということで、今回は計画から外させていただいて、補助の対象から外れて辺地の事業費が増額するとそういうものでございます。

○委員（前川文博）

その精査をして、その雪寒の路線が外れたというのが、どうも理解できないというか、なぜその外れるようなふうな流れになったんですか。そこは、今あるもので、できるからということなのかそのちょっと詳しく教えてください。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□総合政策課政策企画係長（土田治昭）

計画をつくったときに雪寒の路をかくものと、こちらで判断をしておったものが、実際にはちょっと間違っていたということで、今回、修正をさせていただくとそういうものでございます。

○委員（水上雅廣）

関連でお願いします。山之村の地域で、雪寒路線以外の路線というのは存在するんですか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□総合政策課政策企画係長（土田治昭）

今回の山之村地区での雪寒路線についてはですね、森茂線と東森茂線、この2路線が雪寒指定路線になっておりまして、それ以外の路線は全て通常路線ということになっております。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

過疎債というのと辺地債というの、また、過疎債が何かもうなくなるとか、いろいろなことがあったんですけど。そのへんの説明をちょっと教えていただけたらと思うんですけど。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□財政課課長（上畑浩司）

過疎債につきましては、今年度、法律が改正されまして、令和3年度からまた5年間というふうで計画が延伸されたものでございます。したがって、今回、今の議案は辺地債ですけれども、辺地債、過疎債、引き続き飛騨市は活用できるということになるものでございます。

○委員（高原邦子）

辺地債の場合、どれくらい対応してもらえるの。

□財政課課長（上畑浩司）

辺地債につきましては、借入額の80%が地方交付税措置されるものでございます。

●委員長（徳島純次）

質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (徳島純次)

ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第79号 飛騨市過疎地域持続的発展計画について

●委員長 (徳島純次)

続きまして議案第79号、飛騨市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします

□企画部長 (谷尻孝之)

それでは、議案第79号についてご説明させていただきます。まず、今回の飛騨市過疎地域持続的発展計画につきましては、平成12年に策定されました過疎地域自立促進特別措置法が期限満了となり、新たに令和3年4月から施行されました、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法と言われるものでございますが、過疎債をはじめとする財政措置を有効に活用しながら、過疎地域の振興を図るために策定するものでございます。新過疎法の要旨としましては人口減少の著しい地域社会において、地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することが目的とされておるところでございます。

飛騨市としましては、こうした新過疎法の趣旨を踏まえ、全方位にわたる過疎対策、政策を網羅した計画とするため、5年後の市のありたい姿と総合的な政策の方向性を示しました飛騨市総合政策指針、令和2年2月の作成でございますが、再編加工し、令和3年から7年度の5年を計画期間とします飛騨市過疎地域持続的発展計画として取りまとめたところでございます。

次に計画書の主な項目等についてのみ、ご説明させていただきます。まず、5ページをごらんいただきたいと思えます。ここからかなり飛びますが19ページまでになりますが、こちらのほうの基本的な事項としまして、市町村の概要等について行政資料や統計データなどをもとに記載されているところでございます。少し飛びまして、20ページまでお願いいたします。ここからが具体的な各項目となります。

まず、移住定住、地域間交流の促進、人材育成でございますが、移住定住、結婚支援、飛騨市ファンクラブ等の関係人口、多様な企業、大学等との連携、まちづくり活動の振興等を中心に施策の方向性を示すとともに、主要な11事業を掲載しているところでございます。

次に飛んでいただきまして、23ページをお願いいたします。産業の振興でございます。人手不足の対応や、農林水産業、商工業、観光といった産業分野ごとの状況、薬草等の地域資源の活用や飛騨地域3市1村での連携等を記載しておりまして、これらに関

連します施策の方向性を示すとともに、主要な30事業を掲載しております。また、産業振興促進事業と事項としまして、税制特例の対象区域及び業種を掲載しております。

なお、区域の飛騨市全域業種は法令上対象となりうる全ての業種としているところでございます。

次に31ページをお願いいたします。地域における情報化でございます。ICT環境の普及状況やケーブルテレビ、防災行政無線、効果的な情報発信等について記載しておりまして、これらに関連します施策の方向性を示すとともに、主要な5事業について掲載しているところでございます。

次に33ページをお願いいたします。交通施設の整備、交通手段の確保でございます。市道及び農林道や公共交通体制について記載し、これらに関連します施策の方向性を示すとともに、主要な22事業について掲載しているところでございます。

なお、市道、跡津川線につきましては、県によります過疎代行業業として掲載しているところでございます。

次に36ページをお願いいたします。生活環境の整備でございますが、上下水道、環境衛生、消防、住環境、防災対策等について記載しておりまして、これらに関連します施策の方向性を示すとともに、主要な13事業について掲載しているところでございます。

次に40ページをお願いいたします。子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございますが、子育て、介護、高齢者、障がい児者、生活困窮者等にかかる支援及び市民の健康増進について記載し、これらに関連します施策の方向性を示すとともに、主要な21事業について掲載しているところでございます。

次に45ページをお願いいたします。医療の確保でございます。飛騨市民病院及び国保診療所を中心に、民間医療機関を含めた地域医療体制等について記載し、これらに関連します施策の方向性を示すとともに、主要な3事業について掲載しているところでございます。

次に47ページをお願いいたします。こちらのほう、教育の振興でございますが、学校教育、社会教育、地域コミュニティー、スポーツ振興について記載しておりまして、これらに関連します施策の方向性を示すとともに、主要な17事業について掲載しているところでございます。

次に少し飛びまして、53ページをお願いいたします。こちらのほう地域文化の振興等でございますが、地域の歴史、文化的資源の保全と活用及び伝承につきまして記載しておりまして、これらに関連します施策の方向性を示すとともに、主要な7事業について掲載しているところでございます。

次に55ページをお願いいたします。再生可能エネルギーの利用の推進でございます。水力発電の状況について記載し、これらに関連します施策の方向性を示すとともに、主要な2事業について掲載しているところでございます。

次ページ56ページをお願いいたします。こちらのほう、その他地域の持続的発展に関し必要な事項でございますが、こちらのほう北ノ俣岳や、三湿原回廊などの自然環境の保全、再生について記載しております、これらに関連します施策の方向性を示すとともに、主要な3事業について掲載しているところでございます。

最後に57ページのほうをお願いいたします。こちらのほう、過疎地域持続的発展特別事業分、事業計画でございます。地方財政法及び過疎法によりまして地方債の対象とされる、施設整備、ハード事業のほうは、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業、過疎債ソフト事業等々と位置づけるソフト系事業について、特出して再掲しているものでございます。平成30年度より過疎債ソフト事業として持続的に実施しております。住宅リフォーム補助金等、5事業を掲載しているところでございます。

以上が計画の概要となりますが、皆様ご承知の通りこの計画に掲載されました事業のうち、一定の要件を満たすものについて、過疎債が充当できることとなります。新過疎法においても財政的な仕組みについては、維持されることを申し添えまして、以上で説明を終わらせていただきます。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

今回のこの計画も、従来どおりローリングは、毎年のように、それぞれの事業がこれ以外に出てきたときに、しっかりとここに入れていける。そういう仕組みではあるということでしょうか。

□企画部長（谷尻孝之）

まだ、詳細の細かいものが国から来ていないというような状況は聞いておりますけども、基本的にはそういったかたちによって、毎年、ローリングをかけて更新していく予定でございます。

●委員長（徳島純次）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（徳島純次）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時19分 再開 午前10時20分 ）

◆再開

●委員長（徳島純次）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第80号 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

次に、議案第80号、商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

それでは議案第80号について、条例関係議案要旨について説明させていただきます。

5ページをお開きください。提案理由でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定及び飛騨市過疎地域持続的発展計画の策定に伴う改正でございます。制定改廃の根拠等でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、以下新法と言いますが、制定されまして、同法に基づく飛騨市過疎地域持続的発展計画が策定されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。趣旨等でございますが、新法では過疎地域の持続的な発展に不可欠な産業振興を効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から見直しが行われたところでございます。

なお、固定資産税の課税免除等にかかる減収補填措置の特例の適用を受けるためには、その根拠となる条例の整備及び産業振興促進事項を記載した過疎地域持続的発展市町村計画の策定が必要となるものでございます。

次ページをお願いいたします。条例の概要でございます。当該条例において引用している法令名称並びに計画上定められている対象区域、業種及び設備投資規模等を改正するものでございます。改正前の根拠法令でございますが、過疎地域自立促進特別措置法

でございましたが、改正後に、今ほど申し上げました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法になったものでございます。対象地域はこれまで過疎地域として市内全域が対象でございましたが、新法では産業振興促進区域内ということで、市内全域が対象となるものでございます。対象業種でございます。これまで製造業、農林水産物等販売業、旅館業でございましたが、それに情報サービス業等を追加するものでございます。優遇措置としましては、対象資産に係る固定資産税の課税免除が3年間ということで、こちらはこれまでと変わりはないものでございます。取得価格要件でございますが、これまで全業種取得価格、2,700万円以上が対象となっておりますが、改正後につきましては製造業、旅館業につきましては資本金の規模によって異なっております。資本金5,000万円以下につきましては取得価格500万円以上、5,000万円超、1億円以下につきましては、1,000万円以上、1億円超につきましては2,000万円以上の取得価格が対象になるというものでございます。さらに農林水産物等販売業、情報サービス業等につきましては資本金の規模は関係なく取得価格500万円以上が対象となるものでございます。対象となる設備投資につきましては、これまで新設、増設のみでございました。改正後につきましては、新設、増設に加えまして取得または製作、もしくは建設の改築とか修繕、または模様替えのための工事も対象になるということでございますが、先ほどの資本金5,000万円以上超の事業者については、これまでどおり新設または増設にかかる取得に限るということでございます。市民等への影響等でございますが、対象業種の拡大によりまして取得価格要件の緩和により、事業者にも有利となる改正であるというふうに考えております。施行日は公布の日で、適用日は令和3年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

法律のことなんですけど、どうして名称が変わったんでしょうか。どういう理由でこの持続的発展の支援に関する特別措置法というふうになったのか。名前を変えるにはそれなりの理由があったと思うんですが、そのへんはどのようなものなのでしょう。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□税務課長（渡邊康智）

法律の名称の改正、上位法でございますけども、これに関しては、やっぱり今回、法律で新たに対象になってきた情報サービス業をはじめとして、社会の中での産業構造等が大きく変わってきておるといふこと。あと、やっぱり起業される方が増えてきたりして、そういう方に幅広く、税制面でも支援をしたりすることで、地域の発展活性化とかに資する必要があるということで、この上位法とかの名称も含めた改正に至ったのではないかというふうに考えます。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（澤史朗）

施行日が本年の4月1日ということですがけれども、現在までに、これ対象の事業者と
いうか、それというのはあるんでしょうか。

□税務課長（渡邊康智）

前回、6月の議会のときに専決として、以前のこの条例の適用期間を延長することをお認めいただきましたが、この制度自体、新たに設備を導入してから3年間が対象ということで、もう、今年の新法が適用される以前、昨年とか一昨年度とかに導入をされておる業者もみえるわけでございますので、そういった事業者に関しては、旧の条例をもって同じような3年間の免除という優遇制度を適用し、この4月1日以降に取得された分については、来年の1月1日、現在の基準日として、令和4年度から税が課税されるわけでございますので、そういった面から言いますと、新法の対象業者はちょっと今のところでは把握できない。旧の制度に対するものは、参考までに令和3年度実績として市内6社に対して、1,750万円程度の免除を実行しておるということでございます。

●委員長（徳島純次）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第号81号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

●委員長（徳島純次）

続きまして議案第81号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議案第81号について条例関係議案要旨に沿って説明させていただきます。6ページをお開きください。提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の改正でございます。こちら通称、マイナンバー法の改正ということでございます。制定改廃の根拠でございますが、デジタル庁設置法附則、第41条及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と言いますが、改正されたことに伴いまして関係条例につきまして所要の改正を行うものでございます。制定改廃の概要でございますが3点ございます。

1点目は、条例で引用する法令条番号の改正ということで、番号法が改正されまして、特定個人情報を提供できる場合を定める第19条に、新たな号として使用者等がその従業者等であった者が他の使用者等における事業者等になった場合において、当該事業者等の同意を得て、他の使用者等に対し特定個人情報を提供するときに追加されたことに伴いまして、条例中、同条を引用するカ所を改正するものでございます。第1条としまして、飛騨市個人情報保護条例の27条の2の関係、第3条の関係で、飛騨市行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例の1条及び5条関係でございます。

2番目でございますが、個人番号カード再交付手数料の削除でございます。これまで条例で定め徴収してきました個人番号カード再交付手数料につきまして、番号法の改正によりまして、地方公共団体情報システム機構、J-LISが手数料を徴収できるようになったとともに、手数料徴収事務について同機構から市町村に委託することができるようになったことに伴いまして、条例中、再交付手数料の規定を削除するものでございます。飛騨市手数料徴収条例の別表の関係でございます。次ページをお願いいたします。

3点目でございます。番号法の改正に合わせた文言の改正ということで、番号法の改正により個人情報の改正に伴う情報提供記録の訂正をした場合の通知先がこれまで総務大臣でございましたが、それが内閣総理大臣に改正されたことから、条例中同項を規定するカ所を改正するものでございます。こちらは飛騨市の個人情報保護条例でございますが、27条の2の関係でございます。

市民への影響等でございますが、1番と3番につきましては、引用する条号のずれ及び文言の修正のための改正でありまして、市民への影響はないものと考えております。2番目の改正でございますが、市民にとって手続上の変更となる点には変わりないため影響ないということで、これまで条例に従いまして一般会計で手数料として収入しておりましたが、これからは歳計外現金として収入し、J-LISのほうへ支払うというよ

うな手続になるということでございます。参考ということで個人番号カードの交付の件数でございますが、令和元年度には3件、令和2年度には15件、令和3年の7月時点では、1件の再交付があったということでございます。施行日につきましては公布の日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（徳島純次）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時34分 再開 午前10時35分 ）

◆再開

●委員長（徳島純次）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第号82号 飛騨市中心身障がい者小規模授産施設条例を廃止する条例について

●委員長（徳島純次）

議案第82号、飛騨市中心身障がい者小規模授産施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。それでは議案第82号についてご説明申し上げます。要旨3ページをごらんください。提案理由につきましては飛騨市福祉作業所「こぶしの家」の廃止に伴う廃止でございます。制度改廃の根拠等は市独自の廃止でございます。条例の概要につきましては、飛騨市福祉作業所、こぶしの家は小規模授産施設として合併前の神岡町心身障がい者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例に基づき設置され、合併後は本条例に引き継がれましたが、合併以前から小規模授産施設として利用、利活用されていませんでした。合併後の施設使用といたしましては、平成25年6月からでございますが、親の会「神岡いちごの会」という親の会が使用されておりました。その後26年4月からは、そのことを引継ぎまして、1年間でございますけれどもNPO飛騨市障がいのある人を支える会が継続使用を1年間され、以後、使用はされてございません。障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成17年出来たものでございますが、こちらの法律によりまして、サービス体系の再編によりまして、小規模授産施設は、就労継続支援事業所へ再編されておりますし、現在、市内には就労継続支援A型事業所が1つ。

それから就労継続支援B型事業所が4つあることから、こぶしの家の設置目的であります「障がい者の社会参加と自立及び就労の訓練」につきましては、当該5事業所による代替可能である。以上によりまして、施設の必要性がないことから、当該条例を廃止するものでございます。

なお、施設が老朽化しており、他の利用方法を見込めないことから、今後、解体について検討していきたいと思っております。市民への影響につきましては、現在も利用もなく、他の施設での代替が可能であることから影響はないということでございます。施行日につきましては公布の日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（水上雅廣）

この解体の費用は示してありますけど、大体そんなに、予定と違って、いつ頃めどで考えられますか。たしか隣は公園ですよね。その拡張とか、いろいろなことがあるのかなと思いますけど。どうお考えですか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

昨年度ですね、庁舎内において利活用についての検討会等を職員でやったときに、ちょっとこちらの利活用の見込みがなかったということございまして、また、解体につきましては、まだ検討しておりません。今からの話でございますし、今、議員おっしゃいました、隣が下今の児童公園になっておりますので、拡張のことも含めてですけども、まだそこまでの検討に至ってないという状況でございます。

○委員（水上雅廣）

資金的なこともあると思いますけど、また空き家に、旧施設が空き家になってしまっ
て、防犯上とか防災上とかいろいろなところから問題にならないように、検討いただき
たいと思いますが、よろしいですか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

我々も今、議員がおっしゃったとおりのことを思っておりますものですから、解体等
に向けて、議決を賜り、今回の議会の決算が終わりましたら、検討していきたいなとい
うことを思っております。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

これは、神岡町時代からということでありましてけれども、合併以前から利用されてい
なかったと。建てられたというのが、26年ぐらい前なんですかね。こういったことっ
て、使いもしなくて建てたということは、過去にのぼってということですけど、何か無
駄だと指摘される方も出てくると思うんですね。何でここは利用されなかったと分析さ
れていますか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

その建物の経緯について少しお話しさせていただきますが、はっきりしたことが、ち
ょっとわかっていないというのが特徴でございます。旧の神岡町に取得されたのは昭和
60年という記載が残っておりますが、建築年につきましては不明でございます。たし
か、すいません。これは私の推測なんですけれど、私の記憶では営林署の事務所として
使っておみえになって、営林署が撤退されたときに、神岡町がいただいたんじゃないか
なということを思っております。その後、「おもと」作業所という名前で、今のどうい
う活用をしていたかということがあります。障がいを持った方たちのためですとか、あ
るいはお年寄りの交流とか、そういうかたちで、たしか活用をされてみえたというこ
を思っております。神岡町時代には私の記憶では使ってみえたなということは記憶は
しているんですけど。それがいつまでだったのかということは、ちょっとすいませんが
記憶にそこまではございません。

●委員長（徳島純次）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕との声あり〕

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕との声あり〕

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第83号 飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について

●委員長（徳島純次）

続きまして、議案第83号飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは続きまして議案第83号についてご説明申し上げます。要旨3ページをごらんください。提案理由につきましては飛騨市山田地域福祉センターの廃止に伴う廃止でございます。制定、改廃の根拠等につきましては市独自の廃止でございます。概要についてでございますが、飛騨市山田地域福祉センターは市民の福祉活動を支援し、地域福祉の推進を図ることを目的として設置されてまいりましたが、令和2年度に新設した飛騨市多機能型障がい者支援センターが福祉センターの機能を引き継いだことから、福祉センターを行政財産から普通財産に用途変更することで活用の選択肢を広げるため、当該条例を廃止するものでございます。市民への影響につきましては、福祉センターが担ってきた機能を飛騨市多機能型障がい者支援センターが引き継いでおりますことから、市民への影響はございません。

なお、これまで同施設は各種選挙時の投票所として使用されてまいりましたが、代替施設といたしましては神岡町西地内の西公民館を借用予定であるため問題はないと考えております。また住民健診につきましても、こちらを使用されてみえましたが、こちらのほうも山田体育館を利用予定ということで聞いておりますので、こちらのほうも問題はないと思っております。施行日につきましては公布の日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

地元からは何かに使いたいとか、そういった要望というのは出てないんでしょうか。というのは、ここにするために、山田保育園をいろいろ改装とかいろいろされたんじゃ

なかったと思うんです。それがどのくらい費用かかっているのかということも、わかれば、いいんですけれど。解体費用も3,000万円ですか。すごくかかるなと思うんですけれど、何かしら利用とか、そういったことを、今、こちらを使うから、もう利用価値がないようなことを言われたんですけど、しっかりと話合いが持たれたのかどうか、そのへんをお聞かせください。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

はい。今、建てさせていただきました飛騨市多機能型障がい者支援センターですね、つくる前には地元は何回か行かしていただきまして、地元関係者の皆様に、こういった施設をつくりたいということをお話をさせていただきまして、あわせて、旧の小学校のグラウンドですね、あちらがグラウンドゴルフで地元の方が使っておみえになるものですから、あわせていろいろな要望もお聞かせいただいて、この多機能型の施設をつくる時にグラウンドのほうも一緒にあわせて整備をさせていただきました。

その際に、旧の山田保育園があくのだけでも、地元としていかがですかと、何度もちょっとお話をさせていただきましたが、地元としても活用することはないと、はっきりおっしゃいまして、ただし、お話をさせていただきましたけど、この多機能型の障がい者支援センターの中に、ふれあいスペースということで、利用者さんと地元の方がふれあえるスペースをつくらせていただいております、こちらのほうはグラウンドゴルフをしたときの休憩場所というようなことでも、ご活用いただいておりますとおるところでございます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

その後の活用ということでございますが、こちらにつきまして実は神岡町の西で現在、就労準備支援事業の委託ということで、「Earth・as・Mather」という特定非営利活動法人のほうに準備事業委託をしております。そこで「いくるばひだ」という事業所を開設いただいて、就労に至る前の準備訓練をするというかたちで、今、8名の方の訓練をそこでやっております。また、同事業所では、地域の方含めた共生的な居場所づくり事業もしたいということで、私どものほうのやさしいまちづくり補助金を活用されて、毎週、水曜日に「グミの木」というコミュニティスペースを開放されておられます。こういった活動を割と近いとことされておるんですが、やはり事業者さんの所有の場所が、旧の民家であるものですから、手狭であるということで、あくのであれば、使わせていただけないかというようなご要望をいただきました。それで、私どももそこを検討しまして、市としても非常にほかに委託できるノウハウを持った事業所もございませんし、また、Earth・as・Matherさん、このたび県の引きこもりの支援事業の委託も受けられて、かなりノウハウと実績を積み重ねておるものから、市としても、何とか法人さんのスキルも伸ばしていきたいし、活動も広げていき

たいということもありましたので、それであれば、ぜひ、活用もないということがありましたもので、そこへ入っていただくと、それについては普通財産として賃借をするとかたちがよろしいのではないかということで、今回の廃止に合わせて、一応、10月からできれば、新しい場所に委託をしたいということで、今回の補正予算のほうに、私どものほうの課のほうで、その関係予算のほうを上程させていただいておりますが、そういったことで今後につきましては、そういった活用を考えているというところがございます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

もう1点、旧山田保育園に、これまでかけた改修事業でございますが、すいません。手元に資料がないものですからわかりません。ただし、行ったことといたしましては、トイレの改修と厨房のガス台の改修工事というものをやったということでは、聞いておるところでございます。

●委員長（徳島純次）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました6案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

よって委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

◆閉会

●委員長（徳島純次）

以上をもちまして、第10回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時52分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 徳島純次